

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島県呉市広多賀谷一丁目9番30号  
氏名 株式会社こっこー  
代表取締役 楨岡 達真

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の5第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 嗣政



許可の年月日 平成29年11月7日

許可の有効年月日 平成34年11月6日

### 1. 事業の範囲

(1) 特別管理産業廃棄物の種類  
裏面に記載

(2) 事業の区分  
積替え又は保管を含む。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
裏面に記載

### 3. 許可の条件

### 4. 許可の更新又は変更の状況

平成29年11月7日 更新許可

平成30年1月26日 変更許可 (変更事項: 事業の区分を「積替え又は保管を含む。」に変更)

### 5. 積替え許可の有無

無

### 6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有

(裏面)

1. 事業の範囲

(1) 特別管理産業廃棄物の種類

- 汚泥 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン又は、テトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類又は、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃石綿等
- 廃水銀等及び廃水銀等を処分するために処理したもの
- 以上6種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地：山口県山口市大字下小鯖字上馬渡2535番4、2535番5、2537番1

面積：63.86㎡

廃棄物の種類：

- 汚泥 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン又は、テトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃水銀等及び廃水銀等を処分するために処理したもの

以上4種類

保管上限：0.5㎡ (容器保管)